



⑦ 在宅生活の支援

しょうがいしゃざいたく じぎょう 障害者在宅サービス事業

問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

内 容 しょうがいしゃざいたく い か じぜんしんせい ひつよう
障害者在宅サービスには、以下の8サービスがあります。事前申請が必要
です。

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| 1. こうしゅうよくじょうにゆうよくけんしきゅう
公衆浴場入浴券支給 | 5. じゅんかいりょうよく
巡回療浴サービス |
| 2. かみ どうしきゅう
紙おむつ等支給 | 6. じどうつうわろくおん き せつち
自動通話録音機設置 |
| 3. ほうもん り ひょう
訪問理美容サービス | 7. しょうがいしゃどうしよくじしえん
障害者等食事支援サービス |
| 4. しんぐかんそうしやうどく
寝具乾燥消毒 | 8. ていあんかた
提案型サービス |

それぞれ支給資格が異なります。

ただし、介護保険対象の方は、介護保険が優先となります。

また介護保険等、他の同様のサービスを利用する方は、重複してのご利用は
できません。

● こうしゅうよくじょうにゆうよくけんしきゅう 公衆浴場入浴券支給



お風呂屋さんで使える入浴券を支給します。

内 容 ちや だく ないおよ きんりん こうしゅうよくじょう つか にゆうよくけん ねんかん まい しきゅう
千代田区内及び近隣の公衆浴場で使える入浴券（年間45枚）を支給します。

対 象 【無料で利用できる方】

身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1度～3度

【半額負担で利用できる方】

障害者福祉手当または児童育成手当（障害手当）を受給している方

● かみ どうしきゅう 紙おむつ等支給



障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

問合せ先 在宅支援課 在宅支援係

〒102-0074 九段南1-6-10 かがやきプラザ

TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

かみ しきゅう う
紙おむつの支給が受けられます。

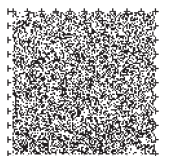
内 容 まいつき かい ぎょうしゃ かみ とく じたく とど かみ
毎月1回、業者が紙おむつ等をご自宅にお届けします。紙おむつはカタログ
からご希望のものを選べいただけます。また、入院中のため病院指定の紙
おむつをお使いの方は、現金での助成が受けられます。

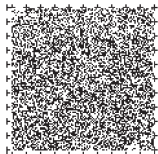
対 象 3歳以上の常時失禁状態にある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手
帳1・2度の方

助 成 額 1ヶ月あたり8,400円までの購入について費用を助成します。8,400円を
超えた分については自己負担となります。

※特定の疾病等により、月額限度額を超えて利用が必要な方については、別
途申請および審査のうえ、必要と認められた場合、超過分についても一部
助成可能。

※要介護1以上もしくは、65歳以上の入院中の方で疾病などにより要介護
1以上と同様の心身状態にある方は在宅支援課で行っている紙おむつ等支
給をご利用ください。





● 訪問理美容サービス

身 知

障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

問合せ先 在宅支援課 在宅支援係

〒102-0074 九段南 1-6-10 かがやきプラザ
TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

ご自宅で理髪サービスが受けられます。

内 容 年8回を限度とし、年間8枚の利用券を無料で配布します。区と契約している理容師・美容師が、ご自宅を訪問して理髪を行います。

対 象 障害により店舗での理髪が困難な方で、次のいずれかに該当する方
1. 身体障害者手帳の下肢または体幹の障害1級をお持ちの方
2. 愛の手帳1度をお持ちの方
3. 重度心身障害者手当を受けている方
※ 65歳以上の方で要介護3以上の場合は、在宅支援課で行っている訪問理美容サービスをご利用ください。

● 寝具乾燥消毒

身 知 難

障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

問合せ先 在宅支援課 在宅支援係

〒102-0074 九段南 1-6-10 かがやきプラザ
TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

ふとんの乾燥消毒をします。

内 容 毎月1回、業者がご自宅からふとんを受け取り、乾燥消毒のうえ、お届けします。

年間で乾燥消毒を6回、丸洗い消毒を5回、水洗いを1回行います。ご利用できるのは、1回につき、ふとん3枚、毛布1枚までです。

対 象 下記のいずれかに該当し、常時寝たきりまたは失禁状態にある方です。
1. 身体障害者手帳1・2級、または愛の手帳1・2度をお持ちの方
2. 脳性麻痺・進行性筋萎縮症・難病（区が定める特殊疾病）の方
※ 65歳以上の方で要介護3以上の場合もしくは、65歳以上の病弱な方でひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の場合は、在宅支援課で行っている寝具乾燥消毒をご利用ください。

● 巡回療浴サービス

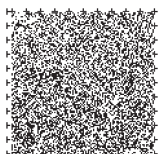
身 知

ご自宅で療浴サービスが受けられます。

内 容 委託業者の巡回療浴サービス車をご自宅に派遣し、洗体・洗髪・洗顔を行います。

おおむね週1回の利用となります。

対 象 下記のいずれかに該当し、家族等の介助による療浴が不可能な方です。
1. 身体障害者手帳の下肢・体幹または内部障害1・2級をお持ちの方
2. 愛の手帳1・2度をお持ちの方



障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

問合せ先 在宅支援課 在宅支援係

〒102-0074 九段南 1-6-10 かがやきプラザ
TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

じどうつうわろくおんき むりよう セっち
自動通話録音機を無料で設置します。

内 容 電話がかかってくると自動で警告メッセージを流し、通話内容を録音する機器を電話機に取り付けます。通話内容は、繰り返し再生できるので、不審な電話の通報やその後のご自身の防犯対策に役立てることができます。家屋によっては設置できない場合があります。

対 象 愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯
※本人が65歳以上、または65歳以上の方と同居している場合は、在宅支援課で行っている高齢者自動通話録音機設置事業をご利用ください。
※千代田区障害者救急通報システム機器の貸与および設置を受けている方は対象外です。

いち にち しょく ちゅう ゆうしょく いない
1日2食（昼・夕食）以内で、バランスのとれた食事を提供するとともに、生活状況の確認を行います。

内 容 ご利用は、生活全般について訪問調査を行ったうえで決定します。サービス決定後も食生活を中心に訪問調査を定期的に行い、食事支援が必要な状態かどうか確認します。

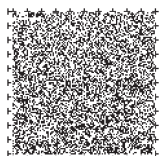
対 象 65歳未満の障害者等と高齢者のみ世帯で、食事の準備や調理・購入が困難な方
※65歳以上の方は高齢者食事支援サービスを利用してください。

負担額 370円～650円
※一食につき、希望される食事の種類により負担額が異なります。
※配送料等は区が負担しています。

しょうがい ふたん けいげん ぶつびん ひょう いちぶ じよせい う
障害による負担を軽減する物品・サービスについて、費用の一部の助成が受けられます。

内 容 障害による負担を軽減し、自立度を高めると認められる物品・サービスについて、利用の効果等について審査のうえ、助成を決定します。
※同内容の他のサービスが対象となる場合、そちらが優先となります。
※詳しくはお問い合わせください。

対 象 身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方のうち、在宅の方
助 成 額 原則として費用の半額を助成します。ただし、年度内助成限度額は30,000円です。



身体障害者補助犬の給付（都の制度）



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

身体に障害のある方は補助犬の給付が受けられます。

内 容 補助犬の給付が受けられます。

対 象 都内に1年以上居住している18歳以上の身体障害者で、次の1から3のいずれかに該当し、かつ、4から7の条件を満たす方

1. 盲導犬は視覚障害1級の方
2. 介助犬は肢体不自由1・2級の方
3. 聴導犬は聴覚障害2級の方
4. 世帯全体にかかる所得税課税額の月平均額が7万7千円未満であること
5. 自己所有の家屋以外の場合、その家屋の所有者または管理者の承諾を得られること
6. 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができると認められること
7. 補助犬を使用することにより社会活動の参加に効果があると認められること

利 用 料 飼育費・管理費・治療費は原則として自己負担となります。

救急通報システム



障害者福祉課 給付・指導担当

TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

問合せ先 在宅支援課 在宅支援係

〒102-0074 九段南1-6-10 かがやきプラザ
TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

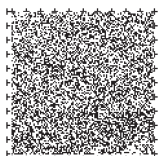
緊急の際に民間警備会社などへ連絡するシステムです。

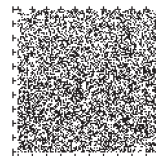
内 容 家庭内でのケガや病気などによる緊急時に、ペンダント型ボタン等を押すことにより救急通報することができます。通報すると民間警備会社の警備員が駆けつけます。事前に身体状況などの登録と通報機器の設置を行います。設置には工事が必要です。賃貸の方は必ず大家さんの承認を得てください。

対 象 次のいずれかに該当する18歳以上のひとり暮らし等の方

1. 身体障害者手帳1・2級（内部障害は3級まで）の方
2. 難病医療費等助成の対象疾病にかかっている方

※ 65歳以上の方は原則在宅支援課で行っている「高齢者救急通報システム」をご利用ください。





問合せ先 障害者福祉課 総合相談担当
TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

がいしゅつじ はけん う
外出時のヘルパーの派遣が受けられます。

内 容 い か がいと う ばあい はけん かいじょおよ かいご ていきょう
以下のいずれかに該当する場合にヘルパーを派遣し、介助及び介護を提供するサービスです。

1. 社会生活上必要不可欠な外出
2. 余暇活動等社会活動のための外出
3. 障害福祉サービス対象外の通院介護
4. 保護者がやむを得ない理由により送迎することのできない場合、学校教育法に基づく各種学校等への通学付添い
5. 単独通学が条件である学校や、通勤職場までの、移動経路に慣れるまでの一時的付添い
6. グループ支援（複数の利用者への同時支援、または屋外での同一イベント等へ複数の利用者が同時に参加する場合）

※支給時間の上限は月 60 時間です。

対 象 1. 視覚障害者 2. 知的障害者
3. 精神障害者 4. 高次脳機能障害をお持ちの方
5. 両下肢機能障害 1 級及びそれに準ずる身体障害者
6. 医療的ケアが必要で保護者の付き添いがあっても支援が必要な未就学児
※学齢児以上が対象です。

利用料	世帯の内訳	負担割合
	生活保護受給世帯 / 区民税非課税世帯 / 18 歳未満の利用者※	無料
	区民税所得割 16 万円未満の世帯	5 %負担（負担上限額 9,300 円）
	区民税所得割 16 万円以上の世帯	10%負担（負担上限額 37,200 円）

※利用者が 18 歳到達後最初に迎える 3 月 31 日までの利用料。

いちじほご 一時保護

身 知 精 難

問合せ先 障害者福祉課 総合相談担当
TEL (5211) 4217 / FAX (3556) 1223

かてい かいご こんなん かた いちじてき ほご う
家庭での介護が困難になった方は一時的に保護が受けられます。

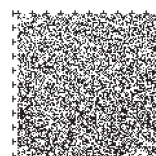
内 容 しせつ びょういん くうしやう りよう ほご う
施設・病院の空床を利用して保護が受けられます。
期間は原則として 7 日以内です。
てつづ ほうほうとう ぐわ と あ
手続き方法等、詳しくはお問い合わせください。

対 象 次のいずれかに該当する学齢以上・65 歳未満の在宅の障害者で、保護者や家族の病気や出産などの理由により、一時的に家庭での介護が困難になった方

1. 身体障害者手帳 1・2 級の方
2. 愛の手帳所持者
3. 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者
5. 医療費助成を受けている難病患者

専門医療機関での医療を受ける必要がある方は対象になりません。
申請の際には医師の診断書または意見書が必要です。

利用料 食事代相当額等、一部自己負担があります。



じゅうどのうせいまいひしゃかいごにんはけんじぎょう 重度脳性麻痺者介護人派遣事業



問合せ先 障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

じゅうど のうせいまいひしゃかいごにん はけん
重度の脳性麻痺者に介護人を派遣します。

内 容 じゅうどのうせいまいひしゃかいごにんはけん しょうがいしゃ すいせん けつてい はんい かぞく
重度脳性麻痺者介護人派遣は障害者の推薦により決定し、その範囲は家族に
げんてい はけんかいすう つき かいがない くわ と あ
限定されます。派遣回数は月 12 回以内です。詳しくはお問い合わせくださ
い。

対 象 20 歳以上の重度の脳性麻痺者で、身体障害者手帳 1 級かつ単独で屋外活動
をすることが困難な方
障害者総合支援法または介護保険法によるサービスを受けている方は対象に
なりません。

きゅうきゅういりょうじょうほう はいふ 救急医療情報キットの配付



障害者福祉課 給付・指導担当
TEL (5211) 4128 / FAX (3556) 1223

問合せ先 在宅支援課 在宅支援係
〒102-0074 九段南 1-6-10 かがやきプラザ
TEL (6265) 6482 / FAX (3265) 1163

しょうがい かた じたく きゅうきゅうしゃ よ いりょうじょうほう せいかく つた ほんにん
障害のある方が自宅で救急車を呼んだときに、医療情報が正確に伝えられるように本人
いりょうじょうほう い ようき きゅうきゅういりょうじょうほう むりょう はいふ
の医療情報を入れる容器（救急医療情報キット）を無料で配付します。

内 容 きゅうきゅういりょうじょうほう いっしょ いりょうじょうほうきろくようし げんかん うちがわ れいぞうこ
救急医療情報キットと一緒に医療情報記録用紙と、玄関の内側と冷蔵庫
は はいふ きゅうきゅういりょうじょうほう ない
に貼っていただくステッカーを配付します。なお、救急医療情報キット内
じょうほう へんこう ばあい ずいじこうしん
の情報に変更があった場合は、随時更新してください。

対 象 65 歳未満で、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ち
の方
※ 65 歳以上の方は、高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」1 階
相談センター、高齢者あんしんセンター麹町・神田、区内出張所の窓口
で配付しています。

